栃木県知事 福田 富一 様

民主 市民 ク みや 明 ク み 孝 正 正 大 服 か 藤 屋 証 中 小 地 無 に 大 史

2020(令和2)年度 県中間期予算 及び政策推進に関する要望書

#### くはじめに>

我が国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、景気後退を余儀なくされている。インバウンド需要の落ち込みや欧米景気の悪化に加え、輸出額の大幅な減少、緊急事態宣言による消費者マインドの悪化などにより、企業の設備投資や個人消費等の減少が続いている状況である。一時期持ち直しが期待されたが、感染第2波により個人消費や経済活動の停滞が危惧されるため、景気回復の見通しは不透明な状況となっている。8月17日の内閣府の発表によると、4月から6月までのGDPは物価変動を除く実質で前の3ヶ月と比べて7.8%減、年率換算で27.8%減となり、リーマンショック後の2009年1~3月期の年率17.8%減を超えて戦後最大の落ち込みとなった。

一方、本県においては、令和元年東日本台風に伴い災害復旧事業債を大幅に発行した上、さらに改良復旧事業にも取り組んでいるほか、新型コロナウイルス感染症への対応も加わり、県財政は厳しい状況にある。こうした中、緊急事態宣言の解除を受け、足下では若干の下げ止まりの動きもみられるが、雇い止めを含めた新型コロナウイルス感染症に関連する解雇は8月14日現在で428人となっているほか、受注減等により製造業を中心に生産量も大幅に減少している。県税収入は一昨年度から二年連続で減少したが、今年度も企業業績の低迷等により、今後さらに減少することが危惧されることから、県財政にとって危機的な状況となるものと見込まれる。

国の第1次補正予算で1兆円、第2次補正予算で2兆円の計3兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、地方公共団体独自の取組を支援するために組まれたが、「新しい生活様式」等への対応に積極的に取り組むなど、最大限に活用するよう努められたい。また、持続可能な財政運営を図りながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、実効性のある施策を推進するとともに市町に対する支援を効果的に行うため、中間期において必要な対策・取組を以下のとおり取りまとめたので、検討の上、措置を講じられるよう要望する。

## <各部局への具体的な要望事項>

1 新型コロナウイルス感染症対策予算の確保に向けた今年度当初予算の見直し等 について

今月上旬の第27回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議後の知事臨時記者会見や県医師会会長就任会見において現在の感染状況を「第2波」とする認識が示されたところであり、感染の広がるスピードが速く、若者中心から中高年へと拡大している。

県においては、感染拡大防止をはじめ、新しい生活様式の実践・定着と社会経済活動の両立を図るという難題に取り組むべく、国の新型コロナウイルス感染症対策にかかる補正予算に呼応しながら、令和元年度3月補正を含むこれまでの補正予算により、総額約1,380億円を計上した。

この間、県議会において今後の新型コロナウイルス感染症対策に必要な財源の確保に向けて、議員報酬及び政務活動費の減額、各種調査活動の見送りなどにより総額7,500万円余の議会関係経費の縮減を行った。

一方、県では当初予算に計上した県税収入について2年連続で減額補正を余儀なくされ、今年度においても企業・経済活動の停滞等による減収や納税猶予が予想される。

当面、国の第3次補正予算の編成も不透明なことから、県においては今後の対策に備え、当初予算の見直しや事業の組替えを行うほか、活用できる基金がないか精査をする等により財源の確保を図るとともに、検査及び医療提供体制の拡充、医療機関の経営や中小企業等に対する支援の強化、児童生徒の学びの機会確保、県民生活を支える取組の強化など、現在における各種事業の拡大や期間の延長に加え、県独自の新たな事業に躊躇することなく取り組むこと。

当初予算の見直しや事業の組替えにあたっては、義務的経費や災害対策事業を除いた上で、「国庫補助の有無」、「コロナ禍における海外関連事業やイベント等の実施の可否」、さらには「コロナ禍による事業効果」、「事業対象者・関係者の意向」などの視点をもとに行うこと。

#### 2 新型コロナウイルス関連対策に関する国への取組について

国は新型コロナウイルス感染症対策のための第2次補正予算において、感染の第2波に備え予備費に10兆円という例のない額を積み増しした。その際、半分の5兆円について雇用維持や生活支援に約1兆円、事業継続支援に約2兆円、医療提供体制強化に約2兆円とする内訳を示した。そして先般、その予備費から売り上げが急減した中小企業などを救済する持続化給付金に約9千億円、個人向けの緊急小口資金に約2千億円など計約1兆1千億円を充てるとしている。

そこで、現下の感染状況を踏まえ、国に対し、全国知事会などを通じて、予備費を活用して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をさらに増額し、速やかに交付するよう求めるとともに、経営が厳しい医療機関の運営費に支援を行うなど幅広く活用できるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額と運用の見直しを要望すること。

また、国に対し、新型インフルエンザ等対策特別特措法を改正し、事業者に対する 休業要請と協力金の支給を併せて行うことができるよう制度化する一方、感染者や医療従事者などに対するデマの拡散や誹謗・中傷への対策として普及啓発や相談窓口の 拡充を働きかけること。

## 3 私学就学支援の充実について

本県の私学支援については、2020年度から国が高等学校等就学支援金制度の拡充を行ったことにより、年収約590万円未満世帯への支給額を引き上げたほか、高等学校等の入学金補助の導入を図った。一方、栃木県私立学校教職員組合連合が先頃実施した調査では、2019年度においても依然授業料滞納者と経済的理由による中退者が後を絶たず、私立学校の生徒や家庭における生活困窮の実態が浮き彫りになっている。

そのような中、本県の私学支援については、県独自の予算支援が少ない状況であり、 他県の私学支援の状況と比較しても、更なる支援の拡充が必要である。

我が会派では、私学支援の拡充について、栃木県私立学校教職員組合連合の県要望も参考にこの間求めてきたが、特に、生活保護及び生活困窮世帯等の私立高校の生徒に対しては公立高校で実施しているように、学費の全額無償化の措置を講じること。

#### 4 婦人相談員の充実について

生活環境に課題を持ち保護や援助が必要な女性、DV・ストーカー被害者等をはじめ、多種多様な複合的な相談に応じ、女性への支援を担う婦人相談員が全国に配置されている。都道府県は婦人相談員の設置義務があるが、市区においては設置が任意となっている。本県においては、各市の福祉事務所すべてに婦人相談員が配置されているが、多くは母子・父子自立支援員と兼務している現状であるとともに、1名もしくは2名の人員体制が圧倒的に多い。人員の少なさにより日々の対応に追われ、1名体制の職場では代替の職員がいないために研修に参加できない場合もある。DV被害者の中には発達障害が疑われる方や、文化の違う外国人、コロナ禍において被害が深刻化した方等多岐にわたり、対応には様々な分野の理解が必要とされ、専門職として婦人相談員の充実は避けて通れない。専門職としての業務内容に見合った身分保障や待遇の改善、より質の高い相談支援を提供するチームアプローチが必須である。

県は、婦人保護業務関係職員研修会や、配偶者暴力相談支援センター職員研修会を行っているが、さらに、相談員の育成のため、関係機関との連絡調整や証明書発行支援、保護命令申立支援など事例を踏まえた現場での個々の対応の充実を図ること。特に新人婦人相談員への丁寧な養成に努め、婦人相談員相互の連携強化も図ること。専門職としての支援決定プロセスへの参画や、婦人相談員の二次受傷も含めバーンアウト防止のために、婦人相談員の一層の重要性と専門性を念頭に相談支援の自治体間格差が生じないよう努めること。

#### 5 プラスチック資源循環に向けた取組みの推進について

昨年8月には県及び県内全25市町によるプラスチックごみ対策の一層の強化を図るため、「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」を行い、本年3月には議員提案による「栃木県プラスチック資源循環推進条例」を制定し、使い捨て型の大量消費社会から循環型へと移行すべく、清掃活動等ポータルサイトの開設や「プラスチック・スマート」キャンペーンなどを通じ広く周知・啓発を図るとともに、各種実践的な活動に取り組んでいるところである。

一方、今般の新型コロナウイルスの感染防止対策のもと、飲食店等の自主休業や外 出の自粛に伴い長時間自宅で過ごす「巣ごもり生活」が広がった。料理のテイクアウ トや自炊による食事機会の増加は、食品容器などプラスチック製の家庭ごみ排出を増 大させている。

そこで、再生材や植物由来のバイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの利用促進を強化すべく、製造事業者の育成・製品開発の支援など、プラスチックの資源循環に向け、更なる推進に取り組むこと。

## 6 とちぎの林業人材確保・育成のあり方について

「とちぎの林業人材確保・育成のあり方に関する検討会」では、本県の目指すとちぎの森林の姿を「森林の持つ公益的機能を高度に発揮する多様で健全な森」と位置付けるとともに、林業人材の育成目標を「生産性の向上」や「知識・技能を有する即戦力人材の確保」と定めた。県では、林業センター等で行われている、「栃木県林業カレッジ」を中心とした研修において、栃木県内の素材生産を行っている事業体の中核となる林業従事者を養成し、併せて森林・林業に関する幅広い知識と林業の専門的技術の習得促進に取り組んでいる。

しかしながら、今後の林業人材確保・育成については、さまざまな視点を捉える必要が生じており、次期プランを策定する現在において、今後の県政の政策に位置付けていく必要がある。

一つ目は、県議会でも提唱されている「林業大学校」構想である。県議会内では、複数の会派・議員から提案されており、林業の社会的価値を高め、林業就業者の賃金や福利厚生面の改善に加え、本県独自の林業大学校の整備を求めてきている。県では、現在、林業センターにおいて、「林業カレッジ」として研修を行っているが、今後、こうした研修も十分に活用し、林業大学校構想を研修機能の強化の視点を含めて検討すること。

二つ目は、「スマート林業」についてである。林業就業者の人材確保に向けて、全国的に「スマート林業」を目指す動きが顕在化してきた。

岡山県西粟倉町では、8月より三井住友信託銀行が受託し、所有林の樹木を管理する「森林信託」制度が始まった。最新の測量技術やITを取り入れ、信州大ベンチャー企業と連携し、ドローンを使った測量で森林の価値を査定することとしている。

また、北海道立総合研究機構では、人工知能(AI)で森林の木材量を把握する新技術を開発した。高齢化が進む林業従事者の作業負担軽減も可能であり、今後も各分

野でAIの活用策が広がる見通しである。

栃木県においても、内閣府の未来技術社会実装事業に選定され、「とちぎの林業イノベーションby Society5.0」として、AI、IoT、5G等の技術を活用し、林業の生産工程に即した「森林資源情報のデジタル化、可視化」「生産工程管理のICT化」「自動化による労働負荷低減」等を達成し、本県林業を「デジタルを活用したスマート林業」への転換を図ることを目指している。今後、本実装事業は国や関係者で構成する協議会を設置し取組を推進すると聞いている。

本県のスマート林業については、SDGsの理念も踏まえて本県独自の視点で整理していくべきであり、研究開発や従事する人材育成のあり方について、具体的なスケジュールや今後の執行体制を含め検討すること。

このほか、林業人材育成・確保に向けては、国の「森林・林業新規就業支援対策事業」をはじめ、さまざまな支援制度があることから、本県財政状況も踏まえ、対応を検討すること。

# 7 水素社会の構築に向けた普及促進について

県環境基本計画では、環境負荷の低減や防災対応能力の向上に寄与する、次世代自動車への転換や水素ステーションの導入を促している。県では、とちぎFCV普及促進研究会の提言も踏まえ、県内の商用水素ステーションの整備に対する支援制度を創設し、今年3月、栃木市藤岡町に県内初のステーションが開設した。

また、燃料電池自動車普及を促すうえで県による車両購入費補助を会派として要望してきた結果、今年度より個人・法人を対象とした支援制度が創設された。

さらに県では、引き続きステーション整備への支援に取り組んでいるが、設置事業者に利用状況を会派で調査したところ、県内での登録車両も少ないことから利用回数が伸び悩み、運営に苦慮している実情にある。当面、国とJHyM(日本水素ステーションネットワーク合同会社)によるステーションの運営費助成は得られるものの、県としても運営費の一部助成を行うこと、また、他県では風力や太陽光発電など再生可能エネルギーからできた電気を使って水素を作りだす事業に取り組んでいるが、本県でもこれら実証事業に取り組むことを検討されたい。

#### 8 野生鳥獣対策事業に対する支援について

昨年度の野生イノシシをはじめ、シカ、サル、クマ等の野生鳥獣による剥皮被害や幼齢木の食害等の林業被害、稲・野菜・イモ類の農作物被害の総額は4億2,000 万円と4年ぶりに増加した。

被害を引き起している鳥獣の捕獲などの野生鳥獣対策は、被害に応じた的確な対策を実施するため、県内市町の自治会などの地域組織が大きな役割を担っている。

しかし、その生息域は山間部から平坦部まで拡大し深刻さが増していることから、 更なる対策の推進が喫緊の重要課題であり、県ではシカ、イノシシ対策について鳥獣 管理士の派遣や養成、奨励金制度等による対策事業を強化しており、特に奨励金の交 付は捕獲の担い手の意欲向上に繋がっているところである。 そこで、令和2年度で終了予定の県単補助事業(市町村捕獲活動支援事業補助金、 捕獲強化奨励事業補助金)を今後も継続し被害対策強化に努めること。

## 9 「にんしんSOS」の設置について

厚労省の社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において、平成29年度の虐待死事例は「O歳」が53.8%で最も多く、妊婦健診未受診や予期しない妊娠など妊娠期・周産期の問題が乳児虐待につながると指摘している。こうした状況から見えるのは孤独と社会からの孤立であり、妊娠する以前からDVや虐待、ネグレクト、貧困など様々な困難を抱えながら生きてきた背景があることが多い。産む・産まない、育てる・育てないに関わらず、妊娠にまつわる悩みに寄り添い、社会とつながる力を回復し、自由に生きる権利を奪われることのない社会でなければならない。そのために、妊娠したかもしれない、どうしたらよいかわからない、産んでも育てられない、一人で産んで育てたい、彼女を妊娠させてしまった等、誰にも相談できない予期せぬ妊娠に関する相談対応については、2015年に設立された「全国妊娠SOSネットワーク」を中心に、若干自治体直営もあるが、大半が「にんしんSOS」として自治体から助産師会やNPOに委託されている。

予期せぬ不意の妊娠に対応する相談窓口が未整備の状態では、女性の人権として認められている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」がなし崩しになってしまうことが 懸念される。

内閣府の第4次男女共同参画基本計画では、生涯を通じた女性の健康支援に「リプロの視点」の重要性が書き込まれているが、ないがしろにされかねないために妊娠相談は非常に重要である。

他県では今般の新型コロナウイルス感染拡大により、学校休業期間中に交際相手と過ごす時間が長くなったり、不安から交際相手への依存が深くなったりすることなどから、予期せぬ妊娠についての相談が多くなっているという。本県では広域の健康福祉センターにて、保健師等が思春期から更年期等に至る女性の健康支援として、電話、面接による相談体制になっているが、妊娠に特化した相談窓口ではない。関東甲信越地域では、本県と山梨県のみ「にんしんSOS」が設置されていない。群馬県では群馬県助産師会に年間300万円で委託し、週2日19時~22時に電話やメール、面談での相談を受けている。本県の相談事案が、東京の「にんしんSOS」から「とちエール」につながることもあるという。(この場合は性暴力被害の可能性もある。)

経済的困窮や虐待・DV等社会的背景も起因しているため、コロナ禍において困難な課題が重複し、今後相談がさらに多くなっていくものと判断する。とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」が持つネットワークとの連動も視野に入れて「にんしんSOS」の早期設置に努めること。

## 10 新型コロナウイルス禍を踏まえた介護サービス等への支援拡充について

介護職の現場においては、「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」として将来的な介護人材の確保について懸念されている。現在においても、

空床が生じていても入所できない施設が見受けられるなど、介護現場の担い手不足は深刻なものであり、全国的にも人手不足を原因とした事業所の閉鎖が出てきている現状をみれば、介護人材の確保は喫緊の課題であるといえる。栃木県においては、介護人材の参入促進として「外国人介護人材活躍推進事業」等に取り組んでおり、県内介護事業所と現地関係機関等とのマッチング支援等を中心に行っているものであるが、現在のコロナ禍においては想定した成果を期待するのは困難である。そうした中で、民間においては、国内にいる外国人の在留資格について、介護などの「特定技能」への切り替えをサポートする企業が増えている。すなわち、新型コロナウイルス感染症の流行により渡航制限が世界で発動される中で、予定していた特定技能外国人の入国は制限されているところ、他方で、2019年末時点で国内に約293万人、県内には42,835人の外国人が在留しており、外国人材の活用は人手不足の解消に有力な手段の一つであるといえる。県においても、外国人介護人材活躍推進事業として従来のマッチング支援に加え、留学生等の在留外国人の特定技能取得支援等も検討することで介護人材の参入促進を図ること。

また、介護職場における離職防止や人材確保のためには、根本的な処遇改善が不可欠である。この点、県においては、国における介護従事者処遇状況等調査の結果も踏まえながら、事業者に対し、処遇改善の適正な実施について指導助言等を行うものとしている。しかし、国による調査は抽出調査であり、コロナ禍において深刻化している現場の状況を正確に把握してきめ細かい適切な対応を取るためにも、県があらためて独自で全数調査を実施すべきであり、その上で、介護職員の確保や離職防止対策を講じること。

さらに、介護施設などで新型コロナウイルスの集団感染が発生した場合に備え、職員が不足する事態を想定し、他の施設から応援職員を派遣する体制の整備が全国的に広がっており、全国12県においてその整備がなされている。県内では未だ介護施設における集団感染は生じていないとはいえ、いつそうした事態が生じてもおかしくない状況にあるといえる。平時でさえ人手不足の中、そうした事態を当該施設の力だけで乗り越えることは困難であり、栃木県においても、早急に新型コロナウイルスの集団感染を想定した応援体制の整備にとりかかること。

加えて、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、在宅生活をしている要介護高齢者は、同居する家族が新型コロナウイルスに感染した場合、入院等により介護者不在となること、さらに高齢者自身が濃厚接触者となるため、訪問介護や介護施設への短期入所等の介護サービスの提供を断られる可能性が高く、在宅生活の継続に支障を来たす事態が想定される。そこで、市町に対して、同居する家族が新型コロナウイルス感染症ために入院し在宅での生活が困難になった場合、要介護高齢者を一時的に受け入れることができる施設の確保などの体制整備への支援や財政的支援を行うこと。また、インフルエンザ流行期に新型コロナウイルスの感染が拡大した場合、新型コロナウイルス感染症か、インフルエンザかを判断することが難しいため、PCR検査数が増加する課題がある。季節性インフルエンザの流行を抑えることで、医療現場の混乱を防ぎ、適切な治療につながることから、市町に対してインフルエンザワクチン

予防接種費用の補助金創設を行うこと。

#### 11 中小・小規模事業者、労働者への支援対策について

昨年の「令和元年東日本台風」による被災に続き、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延による災禍は、今もなお我が国のみならず世界中を大きな混乱に陥れている。 当然、本県も例外ではなく、とりわけ日本全国に発出された緊急事態宣言後、経済に及ぼされた影響・損失は極めて甚大なものであり、今後の十分な回復まで見込んでいくためには、時間的にも財政的にも、さらに実態を踏まえた相当の対策が必要とされていることは言うまでもない。

まず、持続化給付金・家賃支援給付金の対象者の要件緩和を図り、速やかな追加給付も含め内容の拡充が実行されるよう、国に働き掛けること。また、新型コロナウイルス感染症に対応する「地域企業再起支援事業」は、県内において想定以上のニーズが明らかとなったことから、速やかに追加の予算措置が講じられるよう、国に働き掛けること。また、その補完について、本県独自の取組を実行するなど柔軟な対策を講じること。

加えて、「令和元年東日本台風」に係る「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」及び「地域企業再建支援事業」について、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、今年度内の事業完了が困難な場合も想定し、次年度に向けても必要な予算措置が講じられるよう、国に働きかけること。

さらに、事業者の雇用維持・安定化を支援するための雇用調整助成金の適正な支給に向け、併せてスムーズな就活・就労を促進するためのマッチング機会の創出に向け、十分な対応を図るためのシステム・運営体制の強化充実と自治体への支援に必要な予算措置が講じられるよう、国に働き掛けること。

また、新型コロナウイルス感染症対策対応休業支援金・給付金について、対象を全ての企業とし、雇用形態を問わず全ての労働者に対して支給されるよう、国に働き掛けること。併せて、事業主の了承を得ずに申請した場合でも、事業主は労働者に不利益な取り扱いをしてはいけないことを事業主及び労働者に周知徹底するための取組を、県としても独自に行うこと。

そして、特に県として、これまで以上に踏み込んだ対応を要望したいこととしては、 事業者及び労働者への支援に関する相談対応の体制・機能の強化充実を図るとともに、 利便性と効率化の観点からも、相談窓口は可能な限りワンストップ化に向けさらなる 集約化を図ること。また同時に、事業者訪問や巡回相談の頻度を高めるなど、より踏 み込んだプッシュ型の支援を実行し、対策の実効性を追求すること。

# 12 観光関連産業への支援と観光需要の回復について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大・蔓延は、日本全国の観光関連産業に多大な被害をもたらしている。とりわけ日本全国に発出された緊急事態宣言をはじめ、第 2 波を迎えている今もなお、その影響が甚大であるにもかかわらず、二転三転してきた政府の対応ぶり、実効性のある対策が講じられていない現状からは、本県において、

速やかな対策の実行が求められていることは言うまでもない。

まず、観光関連産業は宿泊・旅行・添乗員・運輸・土産物店など、その業種・業態は実に多種多様であるため、地域活性化の主要産業であり、雇用誘発効果や経済波及効果も広範囲に及んでいるが、財務等の経営基盤は比較的脆弱な事業者が多いことから、国には、観光関連産業版の持続化給付金制度を新たに創設するなど、中長期的視点も含め、必要な支援制度の創設と予算措置を講じるよう、働き掛けるとともに、県としても、それを補完する独自支援の速やかな枠組みづくりや継続的な取組も含めての検討など、当該事業者の事業継続に必要な対策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている現状から、各知事からは都道府県境を跨ぐ移動は極力控えるよう要請が続けられている。こうした状況から、県が行っている「県民一家族一旅行推進事業」の期間延長や追加の予算措置に加え、その時々の感染状況に応じて、ごく近隣県との連携による、地域を限定した旅行推進事業を企画・実行し、減少した需要の回復とさらなる喚起に向けて対策を講じること。

加えて、喫緊の対策として、現在、国が行っているGo Toトラベルキャンペーンと本県の「県民一家族一旅行推進事業」がすべての旅行会社で併用可能となるよう働きかけるほか、経済波及効果と需要回復・喚起の実効性向上を図るための対策を講じること。

## 13 新しい生活様式で支える中小企業等支援の強化について

県では感染防止対策に取り組み県内経済を支える中小企業等を支援するため、地域における消費喚起に向けたプレミアム付商品券(とちぎ応援プレミアムチケット)の発行事業を行った。県初の商品券発行事業として、県内在住者に止まらず県内通勤者等も対象としたことから、その効果を大いに期待している。

チケットが活用できる登録店舗等は8月17日現在約4,000ヵ所と聞いているが、登録店の地域性・業種別の状況から商工団体などと連携し更なる登録業者の拡大に努めること。また、取扱店募集及びチケット販売期間を9月30日までとしていることから、消費者の購買動向に鑑み利用期間を年末まで延長するとともに、取扱店からの換金申請や手数料等負担の回数制限を見直されたい。

さらに、国が実施するG o T o 事業による人の移動に伴う感染リスクに備え、今事業の登録条件にもある感染防止対策取組宣言を、他県のように「対策認定制度」への強化に取り組まれたい。

# 14 コロナ禍の対策「通販サイト」を利用した農畜産物の販売促進について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食需要の縮小、イベントの中止及び観光客の減少等のため、農畜産物(水産物・林産物を含む)や農畜産物等を利用した加工食品の販売が低迷していることを踏まえて、県では、県内の多くの農業者等が活用できるインターネット通販サイト構築による緊急的な販路拡大策として、とちぎの農畜産物等スマイルアップ事業を立ち上げ、インターネット通販(EC:イーコマース)「とちぎSmileマルシェ」をスタートした。本事業への出品を機会にインターネット通

販の知識・経験を養い、一つの販路として今後の経営に生かしていただくことも目標 としており、県内各地の農畜産物の需要拡大策の一つとして注目される。

本事業の成果を検証することが、今後の本県農畜産物の販路拡大に向けて大いに参考となるため、検証結果を踏まえインターネット通販に参加した農業者等と連携し、新たな販路拡大策として定着するよう取り組むこと。

また、8月から来年2月末までの期間限定の事業であり、その後は農業者等に自発的なインターネット通販事業への参画を促すものであるが、状況に応じて、次年度予算の対応を含め、実施期間を延長する等して本事業の内容の充実を図ること。

#### 15 近年の異常気象対策を踏まえた防災・減災対策について

昨年の「令和元年東日本台風」では、各地で甚大な浸水被害が発生した。各被災箇所では、先般行われた県土整備委員会の各自治体要望でも明らかな通り、各要望河川の災害復旧工事完了までには多くの期間を有することから、災害復旧工事期間における浸水被害防止のためのハード・ソフトの対策が必要である。

各河川においては、夏場の出水期対策として堤防等の仮復旧工事等が行われているが、周辺住民に対する説明会開催や県内改良復旧事業の解説のために作成した動画の活用等、適切な情報提供に努めるとともに、工事箇所のパトロールの実施や、現場管理を徹底すること。

また、県では、令和元年東日本台風で被災した中小河川についても「浸水想定区域図」を作成し、市町に資料提供している。一方、市町では「リスク想定図」等の作成により、簡易的なハザードマップ等の活用へと作業を進めている。このようなことから、県と市町とで連携し、特に昨年浸水した地域に対する避難対策等が万全か否かを県としても総点検しておくこと。

さらに、市町が対応する避難所確保や避難経路等の整備については、新型コロナウイルス感染症対策も含め、早急に整備するよう促すとともに、特に昨年浸水被害に遭った地域における避難所の見直し等が適切に行われているか、市町の対応状況の把握に努めるとともに、作業が遅延している自治体に対し、助言指導を行うこと。

このほか、宇都宮市では、緊急告知機能付き防災ラジオの助成制度を設け、市の登録制メールを利用できない世帯に対し購入を呼び掛けているが、災害時の情報受発信の方法や災害備蓄物品の調達、保有状況の把握等についても県と市町とで連携し、適切な指導助言を行うこと。

# 16 教員の働き方改革について

栃木県教職員協議会(栃教協)が県内小中学校の教職員を対象に実施したアンケートで、多忙感を抱える割合が9年連続で9割を超え、多忙で心身の健康に不安を感じる割合も7割を超えた。さらに本年度は、新型コロナウイルス感染症対策という新たな負担も生じている。学校における働き方改革推進プランを策定するなど全県的に教育現場での働き方の見直しを行っているが、改善への見通しが立っていない状況と考えられることから、スクールサポートスタッフや部活動指導員の拡充に今後積極的に

取り組むこと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による休校の長期化で学びの保障が課題となる中、県立学校と市町立学校で学習指導員とスクールサポートスタッフの配置を今後進めていく中で、人材確保は難しいと聞いている。学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う消毒作業等、教員の負担が増えている状況からも早期配置に向けて全力で取り組むこと。さらには、配置は今年度末までとなっているが、教職員の多忙解消のために来年度以降も事業の継続を国に働きかけること。

#### 17 障がい者施策の充実について

文部科学省による教育委員会における障害者雇用に関する実態調査によれば、栃木県においては、令和元年6月時点において、法定雇用率2.40%に対し1.80%と未だ基準を満たしていない状況が継続しており、全国平均の1.87%も下回っている状況にある。さらに言えば、事務職員の実雇用率は全国平均を上回っているものの、教育職員の実雇用率は1.07%と全国平均を下回っている現状にある。この点、栃木県が目指すインクルーシブ教育の実現のためには、教育の現場に障害のある方たちの力も積極的に取り入れていく必要があると思われる。こうした中、県教育委員会においては、障害者活躍推進計画(第1期)が策定されたところであり、早期の法定雇用率達成に向けて、かかる計画の履行はもちろん、明確な期限や数字を示した上で、雇用拡大の実現のために一層取り組むこと。

また、現在、本県では、重度心身障害者に対する医療費の助成について、償還払いの手法をとっている。この点、医療費の助成を受けるためには、医療機関での受診証明や保険点数等が明記された領収書を添付した上で、申請書を市町に提出しなければならず、また、患者の中には、新薬の使用や手術等高額な支払いを余儀なくされている方もいるなど、後で還付されるとはいえ、その負担は大きいものであると思われる。近年、県内では、宇都宮市、日光市、鹿沼市、栃木市など、一部の市町においては重度心身障害者に対する医療費の現物給付が導入されている。しかしながら、県には、居住する自治体によって受けるサービスが大きく異なる不均衡をなくし、県内どこに住んでいても同じようなサービスを受けられるよう配慮する責任があるのではないかと考える。そこで、重度心身障害者に対する医療費の現物給付について、県が中心になって、全県的に導入できるよう対応を検討すること。

さらに、昨年の県議会において、重度心身障害者医療費助成制度の精神障害者への対象拡大にかかる陳情が採択されたところ、現在、県と市町による検討会が設置され、制度設計についての検討が始まっているところである。しかしながら、未だ実現までのタイムスケジュールも明らかとなっていないのが現状である。早期の実現に向けて、県がリーダーシップを取り、明確な期限を設けた上で議論を加速させること。

## 18 巧妙化する特殊詐欺被害の防止について

県内での今年1月~7月の期間における特殊詐欺被害の認知件数は、前年同期比7件減の123件で、被害総額は約6,886万円減の約1億8,885万円であった。

高齢者が多額の振込みをしようとする際、金融機関が窓口で積極的な声掛けに努めることで被害の未然防止に取り組む一方、県警察による犯罪に利用される口座の凍結や 摘発などが成果を表している。

その結果1月~7月において、被害を未然に防いだ阻止件数は58件で総額約9,616万円に上る。

しかし、特殊詐欺グループが警察官を装って「キャッシュカードが犯罪に使われている」などと嘘の電話で接触し、被害者宅を訪問してカードをすり替える「キャッシュカード詐欺盗」が、前年同期からほぼ倍増の50件に達し、被害額は約1,652万円増の約5,791万円である。特殊詐欺の手口別件数でも最多の約41%を占め、7月の特殊詐欺被害件数では21件中12件がキャッシュカード詐欺盗であった。

そこで、これまで特殊詐欺認知件数が多く発生している都市部や県南地域に対し、特殊詐欺被害防止コールセンターによる集中的な注意喚起を行うほか、迷惑電話防止機能付き電話機の普及促進、手口を知るための特殊詐欺被害防止検定の持続的な実施等を一層図るなど被害防止に取り組むこと。